

別記様式第三号（第一条の八関係）（平19農水令2・全改）
(表面)

第 号	水産資源保護法第13条の5第1項の規定により立入検査をする職員の身分証明書		
	官 職	氏 名	生年月日
	写 真		
	年 月 年 月	日発行	日限り有効
	農林水産大臣 印		
(押出スタンプ)			

(裏面)

水産資源保護法（抄）	
第13条の5 農林水産大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、水産動物及びその容器包装を輸入しようとする者又は輸入した者その他の関係者に対し、これらの輸入に關し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業場、事務所若しくは水産動物の管理に係る施設に立ち入り、水産動物、容器包装、書類その他の物件を検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。	
一 第13条の5第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	
二～四 （略）	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。